

Discussion Paper No. 5  
Toyota Technological Institute

## 森村流相続権否定論の批判

浅野幸治

豊田工業大学

## 目次

はじめに .....	1
第1節 森村の相続権否定論 .....	1
第2節 決定的な欠陥——論理の飛躍 .....	3
第3節 競争の出発点の平等 .....	9
第4節 競争の出発点を平等にするために .....	12
第5節 生前贈与について .....	15
付論 疑問に答える .....	17
参考文献 .....	25

## はじめに

私は、本論文で、森村の相続権否定論を批判したい。ただし予め断っておくが、批判の趣旨は、相続権否定論に反対することではなくて、議論の不備を正すことによって相続権否定論をより洗練された説得的なものに仕上げることである。

相続権否定論に入る前に、その背景となっている森村の自然権論的リバタリアニズムについて簡単に紹介しておく。森村にとって、それ以上遡ることのできない出発点は、自分の身体が自分のものだという自己所有権である（森村2001：34～35, 75）。これは、極めて強力な道徳的直観によって支持される。そして無主の物に労働を加え、その物の価値を高めることによって、その物に対する私有財産権を得ることができる（森村2001：70～73）。こうして得られた私有財産権と先の自己所有権とが自然権である。国家の基本的任務は、国民の自己所有権と私有財産権を守ることであり（森村2001：86）、国家はその目的のために存在する必要悪なので（森村2001：104）、小さな政府が望ましい（森村2009a：135～136）。ここで「小さな政府」というのは、司法・治安・国防のみを任務とする最小国家とは違って、森村が、公共財の供給と生存権を保障するための最低限の富の再分配とを政府の役割として認めるからである（森村1995：88～92、2007a：606、2009a：129）<sup>1</sup>。かくして森村は、自らをリバタリアンの中でも穏健な古典的自由主義者と位置づける（森村2009a：129）。それでは次に相続権否定論に入ろう。

## 第1節 森村の相続権否定論

森村は、次のように述べて遺産相続権を否定する。

法的にどんな言い方をするとしても、実態として相続は、財産の所有者が死後自分の遺産を処分する権限を認める制度だが、そもそも何の意味も持たない死者は行為者たりえないから、自然権の主体たりえない、と考えるべきだからである。リバタリアニズムは人々の自由を尊重するものだが、死者はもはや行為主体ではなく、自由も不自由もないのである。それゆえ、死者の遺産には誰も正当に権限を持っているとは言いにくい<sup>2</sup>。（森村2001：153）

<sup>1</sup> それでも「小さな政府」は、現代の大きな政府よりも遙かに小さく、例えば経済政策や産業政策を行わない（森村2009a：129）。

つまり、死者は権利（自然権）の主体たりえないから、故人は遺産の所有権者たりえず、遺産はもはや故人の私有財産ではない、というわけである。したがって、遺産に対しては誰も正当に権限をもっていない、ということになる。言い換えると、遺産は私有財産成立以前の無主の状態に戻る。そこから森村は、次のように主張する。

リバタリアンがたとえ最小国家ではあっても<sup>3</sup>、何らかの政府の必要性を認め、強制的な課税もやむなしと考えるならば、さまざまな税の中で相続税が一番正当化しやすい。なぜならそれは、正当な所有者がいない財産を取り上げる税だからである<sup>4</sup>。（森村2001：153）

この帰結を分かりやすく言うと、相続税率100パーセントとか没収的な相続税の提案ということになる（森村2007b：1160、2009a：128, 135, 137）<sup>5</sup>。

ここで森村は、自分の立場と、同じく相続権を否定し没収的な相続税を主張する他の多くの論者との違いを強調することを忘れない。森村は次のように述べている。

高率の相続税を提唱する論者の大部分は、その主張を分配的正義、特に平等主義に基づかせているが、私は分配的正義には反対で、自分の提案を死者が自己所有権の主体ではないという自然権の考慮に基づかせているからである。その結果として、相続制度への平等主義的批判者は相続だけでなく生前贈与も規制しようとするが、私は遺贈と生前の贈与とを峻別することになる<sup>6</sup>。（森村2009a：129）

---

<sup>2</sup> 引用に際して、括弧でくくられている部分は省略した。

<sup>3</sup> 「たとえ最小国家ではあっても」は譲歩であって、森村が最小国家論者なわけではない。

<sup>4</sup> 遺産は無主物なので、「課税」というよりも「没収」というほうが正確な表現であり、「相続税」と言われるのは一般的な分かりやすい用語が使われているにすぎない（森村2009a：130）。

<sup>5</sup> 表現に正確を期せば、「相続税率100%」というよりも「没収的な相続税」のほうが誤解が少ないだろう。というのは、2つの例外が認められるからである。森村は「内助の功」の控除および「遺族の生活を保障する程度の財産の相続」という言い方をしているが（森村1995：202）、もう少し詳しく説明すればこうである。第1に、故人の遺産の中に他の人の潜在的持分が含まれていた場合、遺産の清算に際し他の人は当然にその潜在的持分を回復する（浅野：28～31）。第2に、被扶養家族がいた場合、被扶養家族はその扶養に必要なだけの財産を遺産の中から相続できる（浅野：22～26）。

森村は、リバタリアンとして、基本的に富の再分配に否定的である。したがって、森村の相続権否定論は、富の再分配のための相続権否定論と混同されるべきでないのである。

## 第2節 決定的な欠陥——論理の飛躍

さてそれでは、このような森村の相続権否定論は説得的だろうか。はっきり言って、森村の議論に説得されて没収的相続税の提案に賛同する人はあまりいないようである。これはどういうことだろうか。死者に権利はない、したがって死者に遺産を支配する権限もない、言い換えると遺贈する権限は私有財産権の一部ではないという議論は、単純明快な鉄壁の論理だと私には思われる。それにもかかわらず、森村の議論に説得される人があまりいないのは何故だろうか。まず、森村の相続権否定論には奇妙な特徴がある——すなわち、競争の出発点の平等に対する無関心である。なるほど、リバタリアンとして、競争の結果にあまり関心がないのは当然だろう。けれども、もし競争の出発点が平等でないならば、自由競争もとうてい「自由」とは呼べないだろう。この点に関して、スタイナーが説得的なたとえを述べているので、引用しておこう。

2つの玉が丘を転がり落ちて、一方の玉がもう片方の玉よりも先に谷底に着くとしよう。この違いを科学的に説明しようとすれば、それぞれの玉の特徴やそれぞれの玉が通った経路にどういう障害があったかだけではなくて、それぞれの玉が転がり始めた出発点も考慮に入れなければならないだろう。どちらの玉が先に着いたにせよ、その説明は、もし一方の玉が丘の中腹から転がり始め、もう片方の玉が頂上から転がり始めたのならば、違ったものに——つまり両方の玉が同じところから転がり始めた場合とは違ったものに——なるだろう<sup>7</sup>。(Steiner 1994 : 226~227)

このような競争の出発点の平等に対する無関心から、森村の遺贈と生前贈与との峻別も出てくる。相続（遺贈）はダメだけれども生前贈与はよいというのは、多くの人にとってかなり逆説的に聞こえるだろう。ただしこれは、森村の相続権否定論の奇妙な特徴と

<sup>6</sup> ここでも引用に際して、括弧でくくられている部分は省略した。

<sup>7</sup> 出発点の平等に関しては、Trout and Buttar : 800~805も参照。

いうだけのことであって、決定的な欠陥ではない。

では、決定的な欠陥はどこにあるのか。それは、相続権を否定する鉄壁の論理と、その実践的な帰結との間に論理の飛躍があるという点である。以下、それを説明していこう。そもそも相続権を否定する論理は、何を示していただろうか。それが示すのは、遺産が誰のものでもないということであった。念のため、森村の言葉を引用して言うと、「死者の遺産に対して誰も道徳的な権原を持っていない」（森村2009a：131）。では遺産をどうするのか。この問いに対する森村の答えは、既に見たように、

1a、国家の財源とする（森村1995：203、2001：172）。

というものである。しかしながら、可能な選択肢はこれに限らない。国家の財源とするということは、その国有財産をどうするかということも国家（国民）が決められるだろうから、つぎのような答えも容易に考えられる。

1b、国民の間で分割する<sup>8</sup>。

リバタリアンは個人主義的であって、国家を重要視しない（森村2001：111～112、144）。森村は、「国家は……特定の人々からなる制度である」と言い（森村2001：108）、法人の性質について実在説ではなく個人還元説をとるので（森村1995：189～194）、森村の考えでは、おそらく国家も国民から独立に存在する実体ではない。むしろ国家の財産権も国民の財産権に基づくと考えたほうが分かりやすい。そうすると、上の1aは、次のように言い換えることができるだろう。

1a、国民の共有財産として、国民共同の事業（国家）に用いる。

このように言い換えれば、1bが1aの一種（下位区分）ではなくて、1aと1bが別々の選択肢であることがはっきりするだろう。実際に、森村が1aを提案するとき、森村はそれを1bとは別の案として提案している。

さて、このように論じてきて、何が明らかになってきただろうか。既に確認したように、相続権否定論が示したのは、遺産は誰のものでもないということであった。しかるに、森村は、それを国民のものにしようとしている。言い換えると、外国人が排除されようとしている。遺産が無主のものであれば、それに関してすべての人が同じ（対等の）立場にあるはずである。その無主の遺産を、どうしてある人たちが自分たちのもの

---

<sup>8</sup> このような案が、森村2009a：134、八島：127でも示唆されているし、私も同様の案を述べたことがある（浅野：4）。

にして、他の人たちが排除されるのか。その道徳的根拠は何か。森村は、遺産が無主物となることには難点があると言い、その難点を次のように指摘する。

死者の所有する不動産に住んでいる人はその死亡と同時に不動産を無主物先占したことになり、死者の無体財産権は消滅し、おそらく債権債務も消滅するだろう。そしてそれ以外の不動産と動産は、誰でも最初にそれを占有した人のものになるはずである<sup>9</sup>。しかし余命いくばくもない人の死亡を待ち構える無主物先占の可能性は、価値創造的発見に基づく通常の無主物先占の場合と違って、社会に大変な騒動と不安定性をもたらしてしまうだろう。また無体財産権が消滅することには問題がないが、債権債務が消滅するということは、たとえば死者の銀行預金を銀行が労せずして得る一方、死者に対する債権者は貧乏くじを引くことを意味するから、望ましくないように思われる<sup>10</sup>。（森村2009a：133～134）

たしかにこれは、遺産を継承する人が存在しない場合の難点を指摘しているが、なぜこの人たち（同国人）が遺産を継承して、他の人たち（外国人）が排除されるのかを説明していない<sup>11</sup>。

無主の遺産に対しては、すべての人が同じ道徳的地位にあるはずである。したがって、もし——遺産を継承する人がいない場合の難点を避けるために——遺産をみんなのものにしようというのであれば、その「みんな」とは人類という意味になるだろう。実

<sup>9</sup> 森村は、その私有財産論において、私有財産の原始取得を正当化する根拠として価値の創造ということを重視していた（森村1995：45～51、2001：72, 77）。その観点からすれば、価値創造を伴わない無主物先占は私有財産権の根拠として薄弱である。ここで、森村はどのようにして、ただの無主物先占があたかも私有財産権の正当な根拠であるかのように論じているのか、不可解である。

<sup>10</sup> この引用でも、括弧でくくられている部分は省略した。

<sup>11</sup> ちなみに、森村がここで述べている点——即ち、遺産が無主物となることには経済的な不都合があるという点——を、遺産相続を擁護する論者も、相続の根拠として挙げていた（中川・泉：9, 13、中川：135～136）。それに対して森村が何と反論しているかと言えば、そのような不都合は遺産を国家が継承することで避けられるということである（森村2009a：139）。しかし、遺産相続を擁護する人も、森村に対して同様な反論ができるだろう——即ち、森村が指摘するような難点は、遺産を遺族が継承することで避けられると。それでは、遺産を国家が継承するのと遺族が継承するのとどちらがよいのか。もし森村が主張するように、遺族に遺産を継承する権利がないならば、おそらく、遺族を含む同国人にも遺産を継承する権利はないだろう。

際に、例えばスタイナーは、遺産を、すべての人が等しい権利をもつ地球基金に組み入れるという提案をしている（Steiner 1994：268, 270, 273）<sup>12</sup>。それは簡単に次のように書けるだろう。

0、地球基金に組み入れる。

もちろん、森村は、世界政府は現に存在していないので、各国政府がそれぞれの国民の遺産を没収するのだとか、すべての人の遺産を地球基金に集中させるには巨大な官僚機構が必要だろうから、それよりも分権的に各国政府がそれぞれの国民の遺産を公共的な用向きに使用したほうがよいとか答えるだろう<sup>13</sup>。つまり、遺産の管理を地球規模で行うことは非現実的であるか非効率的であるという考えである。だから、各国ごとに遺産を管理すべきだ、ということになるだろうか。たしかに、もし国と国の間で貧富の差がなかったならば、遺産の管理を地球規模で行おうと各国ごとに行おうと変わりがないだろう——その場合には、国ごとに行ったほうがよいだろう。

しかし現実には、国と国の間には大きな貧富の差がある。例えば、1人当たりの国民総所得（Gross National Income）を見ると、8万ドル以上の国がある一方で、3百ドルに満たないような国もあり、その差は2百倍以上である（World Bank：1, 3）<sup>14</sup>。もし故人の遺産を文字通りみんなのもの、つまり人類の共有にしたならば、公正であったろう。しかし反対に、もし故人の遺産をその故人の同国人が共有財産として継承するならば、外国人は排除されることになる。しかも結果として、たまたま豊かな国に生まれた人たちは大きな遺産を継承し、たまたま貧しい国に生まれた人たちはほんの僅かな遺産しか継承しないことになる。はたして国民という共同体には、そのように排他的な遺産継承権があるのだろうか。

ここで、森村が家族の相続権について何と言っていたかを思い起こしておこう。

もし我々が自己所有権を信ずる個人主義者から、家族を重視するタイプの共

<sup>12</sup> 正確に言えば、地球基金に対して「すべての人が等しい権利をもつ」というのは、生き残っている人たちの間で分配上の正義が成り立っている場合の話である。

<sup>13</sup> リバタリアンの観点からすれば、政府機能の供給を世界政府が独占するよりも、様々な国家が政府機能を供給し、そこに競争原理が働くことが好ましい。その場合、個人は国家を選ぶことができるからである（森村2001：138）。

<sup>14</sup> ちなみに、世界全体での1人当たり国民総所得は8,579ドルであり、日本の1人当たり国民総所得は38,210ドルである（World Bank：1, 4）。

団体主義者か集団主義者になって、遺産の真の所有者は故人ではなくて家族全体だったとでも考えない限り、遺族が遺産に対する道徳上正当な権原を持っていると考えることは難しい。(森村2009a:131)

もしそうであれば、遺産の真の所有者は故人ではなくて国民全体だったとでも考えない限り、国民が遺産に対する道徳上正当な権原を持っていると考えることも難しいのではないか。ところが森村は、そのような国家主義的思想を、次のように述べて否定しているのである。

＜国は遺産を没収してよい＞という思想は＜そもそも財産は基本的にはすべて国のものである＞という国家主義的思想から主張されることもあるが、私の提案の発想はそれとは全く異なる。(森村2009a:134)

もしこのような国家主義的思想に根拠を置くのでないならば、なぜ遺産を国が没収してよいのか、不明と言わざるをえない。その点は森村も認識しているようで、次のように認めている。

確かに国家は死者の遺産に対する内在的な権原を持っているわけではない。  
(森村2009a:134)

では、死者の遺産を国家が没収することを森村はどのような論理で説明するのか。森村は次のように述べている。

**国家が生きている人々から税金を取るのに比べれば、道徳的な非人格である死者の遺産を没収する方がましだ**というのが私の発想である<sup>15</sup>。(森村2009a:134)

しかしながら、国家が財源を必要とするという点は、どの国家の場合でも同じである。それでは、ある人が亡くなった場合、その人の遺産をどの国家が没収するのだろうか。例えば、韓国人が亡くなった場合、その遺産を日本の政府が没収し、日本人が亡くなっ

<sup>15</sup> 太字は森村自身による強調である。

た場合、その遺産をアメリカ合衆国の連邦政府が没収し、アメリカ人が亡くなった場合、その遺産を韓国の政府が没収するのだろうか。それとも、アメリカ人が亡くなった場合、その遺産を日本の政府が没収し、日本人が亡くなった場合、その遺産を韓国の政府が没収し、韓国人が亡くなった場合、その遺産をアメリカ合衆国の連邦政府が没収するのだろうか。あるいは、遺産の大小と各国政府が財源を必要とする程度とに関係をもたせて、遺産が大きかった場合には、他の税収によって財源を確保することが非常に困難な国の政府に没収させるのだろうか。そのようなことを森村が考えているとは思われない。森村は、暗黙のうちに、ある人が亡くなった場合、その遺産をその人が属していた国家が没収すると前提しているのである。

もちろん森村は、ある人が亡くなった場合、その遺産を外国の政府が没収するなどという案を、奇矯な論外の考えとして退けるだろう。死者の遺産に対して外国の政府が権原をもっているとは考えられないからである。（もし仮に外国の政府が権原をもっていると考えようとしても、「どの外国の政府がか？」という点が説明できないだろう。）しかしだからといって、自国の政府が権原をもっているということにもならない。死者の遺産を死者が属していた国の政府が没収するというのは、暗黙の前提にすぎないのである。もしなんらかの論理によってこのような前提が認められるならば、同様の論理によって、遺産をどうするかという問いに対する以下のような案も容易に考えられるだろう。

2a、死者が属していた市町村（地方自治体）の財源とする。

2b、死者が属していた市町村（地方自治体）の住民の間で分割する。

1a, 1bと2a, 2bとの違いは、要するに共同体の大きさの違いにすぎない。だから、2aや2bも、もし1aや1bが説得的ならば、それと同じ程度に説得的なのである。たしかにアメリカ合衆国の場合を考えたならば、森村は、死者の遺産を連邦政府が没収するか州政府が没収するかは技術的な問題であってどちらでもよいと考えるかもしれない。しかし日本の場合を考えるならば、2aや2bにはかなり抵抗感があるのではないか。

さらに、遺産をどうするかの問題に対して2aや2bのような方法が考えられるならば、共同体をもっと小さくして次のような案も考えられるだろう。

3b、死者がいた住所の向こう三軒両隣に住んでいる人たちの間で分割する。

ここまでくれば、3bは伝統的な遺族による相続とたいして違わない。遺族による相続という案は、簡単に次のように書けるだろう。

#### 4、遺族が継承する。

こうして私たちは、遺産をどうするかの問題に対して、0、1、2、3、4という5種類の選択肢を見てきた。もちろん、森村の主張は、1aである。ということは、森村は、左右両側からの挟撃を受けることになる。すなわち、一方において、スタイナーのような世界主義者に対して、どうして外国人を排除することが正当化されるのかを説明しなければならず、他方において、伝統的な相続権擁護論者に対しては、どうして遺族を優先することが正当でないのかを説明しなければならない。しかもその両方を同時に説明しなければならない。残念ながら、森村にはそのような説明がない。それが、森村の主張に論理の飛躍がある所以である。

### 第3節 競争の出発点の平等

たしかに、森村は、相続権擁護論者に対しては、遺族には遺産を継承する権原がないということを述べている。しかしその説明の論理で行けば、同国人も遺産を継承する権原がないということになるだろう。では、どうすればよいのか。私は、少し上で、「2aや2bにはかなり抵抗感があるのではないか」と書いた。2aや2bとは、死者が属していた市町村で自治体の財源とするとか住民の間で分割するとかいう考え方である。そのような考え方にかかなりの抵抗感があるのは、市町村の間で貧富の差があるからである。例えば、仮に1人当たり県民所得を見ると、最も多い東京都で480万円、最も少ない沖縄県では208万円である（内閣府：3）。1人当たり市町村民所得を見れば、格差はより大きい。例えば愛知県の場合であるが、最も多い飛島村で772万円、最も少ない東栄町では180万円で、その差は4倍以上である（愛知県：13～14）。もちろん所得と財産とは違うけれども、所得のうち使われなかった分が財産として残っていくと考えれば、所得と財産との間には強い相関関係があるだろう。所得が多ければ、自然と財産も多くなり、したがって人が亡くなった場合の遺産も多くなるし、所得が少なければ、当然、財産も遺産も少なくなるだろう。もし遺産を市町村民が継承することになれば、人がたまたまどこに住んでいたかによって、大きな遺産を継承したり小さな遺産を継承したりと

いう違いが出てくる。しかし、人がたまたまどこに住んでいたかによって国民の間にそのような違いを設けることが、正当とは思われない。

さらに、3bや4の提案のように共同体を地方自治体から向こう三軒両隣や家族にまで小さくすれば、格差は遙かに大きくなるだろう。向こう三軒両隣については資料がないが、亡くなった個人の遺産額を見れば、上は100億円以上の場合から、下は遺産と言えるほどのものをなにも残さない場合まで極めて大きな違いがある（国税庁：173）。もちろん、100億円以上の遺産とでも、必ずしも1人の相続人が相続するとは限らない。例えば平成19年度の場合、100億円以上の遺産を残した被相続人は9人いたが、そのうちの1人の遺産は6人の相続人が相続している。けれども他方で、4人の遺産はそれぞれ2人の相続人によって相続されている（国税庁：173）。当然のことながら、100億円以上の遺産を2人の相続人が相続する場合、1人当たりの相続額は50億円以上になるだろう<sup>16</sup>。

今すこし上から論じてきているのは、競争の出発点の平等という論点である。すなわち、2aや2b、3bや4のような提案は競争の出発点を不平等にするからよくないということである。たしかに、森村がロスバードを引用して言うように、「人生は各人が同じ地点からスタートすべきレースやゲームではない」（森村2007a：610）<sup>17</sup>。しかし私たちの人生の中では、市場における競争が重要な役割を演じていることも事実である。したがって、人生の全体、人生のすべてが競争ではないにしても、私たちの生活、特に経済生活は競争によって決まると言ってもよい。だから、競争の出発点の平等は、倫理的に重要な意味をもつのである。

また、近年の高齢化社会では、遺産が相続される時には、相続人は既に人生の後半に入っていることが多いので、遺産相続は競争の出発点にあまり影響を与えないと言われるかもしれない。たしかに、「競争の出発点」という表現を狭い意味で文字通りに受けとるならば、遺産相続が競争の出発点に影響を与えるのは、相続人が若い場合に限られるだろう。しかし、「競争の出発点」という表現をそのように狭い意味に解する必要は

<sup>16</sup> ただしこれは、2人の相続人が配偶者と子であったり2人の子であったりという典型的な場合の話である。もちろん、遺産が2人の相続人の間で不均等に相続される場合もある。その場合には、1人の相続人の相続額は50億円未満になるだろうが、もう1人の相続人の相続額はやはり50億円以上になる。詳しくは、民法第900条などを参照。

<sup>17</sup> もととの出典は、Rothbard: 214であり、和訳は森村による。

ない。むしろ広い意味で理解したほうが適切である。今、60歳まで同じような人生を歩んできた2人の人、AさんとBさんがいるとしよう。Aさんは60歳の時に8千万円の遺産を相続するけれども、Bさんにはなにもないとしよう。そうすると、残りの人生を始めるに当たって、AさんとBさんの出発点は大いに違うことになるだろう。このように広い意味で理解するならば、相続人が何歳の時点で相続するにせよ、遺産相続は競争の出発点に影響を与えるのである。では、なぜ単に不平等と言わずに「競争の出発点」の不平等と言うのか。そのほうが訴える力が大きいからである。実際、子どもに不平等の責任がないことは明らかなので、「競争の出発点」の不平等は特に不当と思われるのである。

次に、少し視点を変えて、考えてみよう。1aと1bという2つの提案には、国民の共有財産とするという共通性があった。2つの案の違いは、国家の財源とするか国民の間で分割するかという、共有財産の使い方にあった。1bを採った場合、均等分割も1つの方法だけれども、他にも様々な分割方法が考えられる。例えば、現在の日本で人々の意見を聞いたならば、どのような返事が返ってくるだろうか。遺産の分配方法として、民法にある法定相続の枠組みがかなりの支持を集めるのではないだろうか。これは言い換えると、4の提案を1bの一種と考えることができるということである。もちろん言うまでもなく、4の提案は均等分割ではなくて、不均等分割である——不均等の基準を、遺産を残した故人との親族関係に依らせているのである。ここで確認しておこう。森村は4の提案を拒否し、1aを主張する。1bを受け入れる用意もある。森村は次のように述べている。

社会が死者の遺産の分配方法を決めることは、それが正義などの公共的価値を実現するならば正当化できるだろう。（森村2009a：134）

実際、1aを主張する森村が1bをも受け入れるのはごく自然である。というのは、遺産の額が国家の必要とする額よりも大きかった場合、相続税収に合わせて政府を肥大化するよりも、余った遺産を政府が受けとらずに国民に分配するほうがリバタリアニズムの考えに適うだろうからである。では、問題はこうである。1aを主張し1bを受け入れる森村は、何を根拠にして4の提案を拒否できるのか。ここで森村は、遺族には遺産を相続す

る権原がないと繰り返しても意味がない。その論点は既に使用済みだからである。遺族に遺産を相続する自然権がないことは百も承知であり、その上で、1bの1つのやり方として4が提案されているのである。言い換えると、自然権としては存在しない遺産相続権を社会的規約として導入したならば、どこがいけないのか。森村は反論できないのではないか。

相続制度は、「家族くじ」と呼ばれることもある。4の提案は、国民全員に家族くじを買わせるようなものである。当たれば億万長者、はずれば1銭もなし、何等賞が当たるかは分からない。通常の宝くじとの違いは、通常の宝くじであれば、買いたい人が自分の責任で買う。しかし、家族くじは、そのような個人の意思とはかかわりなく、全員が否応なく買わされる。そのような制度は、くじを購入する時点で見れば、公正と思われるかもしれない。誰が何等賞に当たるか・当たらないかは、まったく分からないからである。しかし、くじを買った後の帰結を見れば、どうか。家族くじによって、人々の間に偶然による格差が積極的に導入され、競争の出発点の平等が大きく損なわれる。したがって、4の提案に反対できるとすれば、その根拠は、これ、即ち競争の出発点の平等という理念である。

#### 第4節 競争の出発点を平等にするために

私は上で、森村の相続権否定論の奇妙な特徴として、出発点の平等に対する無関心があると述べた。ただしそれは奇妙な特徴にすぎず、決定的な欠陥ではないとも述べた。決定的な欠陥は、相続権を否定する論理と遺産を国家の財源にするという提案との間に論理の飛躍があることである。そのために森村の相続権否定論は十分に説得的ではない。相続権否定論を説得的に主張するために森村は、一方で世界主義者に対して、他方で相続権擁護論者に対して、自らの立場を弁明・正当化する必要がある。前節では、競争の出発点の平等という論点を加えることによって、4のような提案を否定できることを見た。それで、相続権擁護論者に対して答えることができるだろう。すなわち、単に遺族に遺産を相続する権原がないだけでなく、遺族による遺産相続は競争の出発点を不平等にするから不正なのである。

しかしながら、この競争の出発点の平等という論理は、相続権を否定する森村の論理

が陥ったのと同じような困難に陥らないだろうか。すなわち、遺産を国家が没収することは自国民と外国人との間で競争の出発点を不平等にするから不正であると、世界主義者なら批判するだろう。それに対して、どう答えればよいのか。私は、世界主義者の批判を無視するのではなくて、基本的に受け入れるべきだと考える。けれども、既に述べたように、世界政府は存在しないし、存在することが好ましいことであるかどうかも疑わしい。したがって、世界主義者の批判に応え、地球規模で競争の出発点を平等にするための役割をも国家が担うべきなのである。遺産を国家の財源にするという森村の提案では、相続税収は、政府が自由に用途を決められる一般財源として考えられている<sup>18</sup>。しかしそれでは、相続税収が上がる分だけ所得税や消費税が減税されることになり、結局、国民の利得となる。それでは、国家・国民が遺産を乗っ取ったことになるだろう。そうではなくて、遺産の扱いに関して、国家は競争の出発点をより平等にするための機関となるべきであり、その限りにおいて、国家が遺産を没収することも正当化されるのである。

これを遺産をどうするのかとの問いに対する答えとして言い換えれば、次のようになるだろう。

1a'、競争の出発点の平等を保障するための、国家の特定財源とする。

これが私の主張であり、このように改訂することによって相続権否定論はより説得的なものになる。すなわち、競争の出発点の平等という論点を森村の相続権否定論に加え、国家の役割を競争の出発点の平等という理念で一貫させるのである。では、私の見解は、地球基金を設けなくて各国政府が代理人となるという点を除いて、スタイナーと同じかと言えば、そうでもない。というのは、既に述べたように、リバタリアンであれば、世界政府よりも地球上に複数の国家・政府が存在することのほうを好ましいと考えるであろうし、その場合、国民に対して第1に責任を負うのはそれぞれの国家だからである<sup>19</sup>。したがって、特定財源の使い道として政府は、まず国内において競争の出発点の平等を保障するために用い、次いで国際的にも競争の出発点をより平等にするために

---

<sup>18</sup> もちろん、「小さな政府」論者である森村の考えでは、予算を政府が文字通りなににでも使えるわけではない。その意味で、一定の制約はあるだろう。けれども、「小さな政府」の範囲内では、相続税収の用途は特に定められていない。

<sup>19</sup> このような割当責任論については、石山による簡単な紹介がある（井上：254～256）。

用いるべきだということになる。

ここで私が「国内において競争の出発点の平等を保障する」と言うとき、私は競争の出発点を完全に平等にせよと主張しているわけではない。まず、家族制度がある限り、競争の出発点を完全に平等にすることは不可能であろう。また、競争の出発点をどこまでも可能な限り平等にしようというのでもない。そういう方向で努力をしても切りがないので、財源が尽きて、外国の子供の支援に向ける分がなくなってしまうだろう。私が言いたい点は2つである。1つは、相続税によって、遺産相続による出発点の不平等を解消することである。もう1つは、相続税収の再配分によって、子供が人生の出発点において著しく不利な立場に立たされることがないようにすることである。具体的には、親のいない子供や、親がいてもなんらかの事情で親によって養育されない子供や、親がいても経済的理由で十分な養育・教育を受けられない子供を支援して、その子供らが人並みに社会に出ていけるようにすることである。この目的のためであれば一定の財源で足りるので、余った相続税収を外国の子供の支援に振り向けることができる。外国の子供の支援ということでも私が意味しているのは、貧困などの理由で子供が健やかに育つことができないという状況を解消することである。したがって政府は、まず国内で恵まれない子供の養育・教育を支援し、余った相続税収は、外国、特に貧しい途上国において困難な状況に置かれている子供を支援する活動を行っている国際的な組織に拠出すればよいのである。例えば国際連合児童基金（ユニセフ、UNICEF）をそのような組織として挙げるができるだろう。

もし豊かな先進国の政府がこぞってこのように行動したならば、海外援助のための拠出額が必要性を上回る可能性もある。その場合には、どうしたらよいか。前段落では最優先課題として子供の貧困の問題に焦点をあてたが、援助の資金にさらに余裕があるならば、2つの方向で支援の範囲を広げることが考えられる。第1は、子供だけではなくて、子供だったときにしかるべき養育・教育を受けられなかったために貧困から脱することができないでいる大人にも支援の輪を広げることである。第2は、非障害者だけではなくて、障害者にも支援の輪を広げることである。いずれも、出発点の平等という観点から重要と思われる。

上では十分な相続税収があると前提して議論を進めたが、相続税収が不足することも

考えられる。例えば、多くの人があまり遺産を残さなかったがために、没収的な相続税収によっても政府は国内で恵まれない子供に十分な支援をすることができないとか、国内の子供は十分に支援できるが、それで余った相続税収は外国の子供の支援にはまったく不十分だというような状況である。そのような場合、出発点の平等という理念は何を要請するだろうか。それは、相続税収が十分でないならば、他の財源をも要求するだろう。子供が養育や教育といった基本的人権を保障されることは、それほど強い道徳的要請である。

## 第5節 生前贈与について

既に述べたように、森村は相続と生前贈与とを峻別する。すなわち、森村の主張によれば、相続はダメだけれども、生前贈与はしてよいというのである。それは、死者には権利がないのと対照的に、生きている者には厳として私有財産権があり、私有財産権は尊重される必要があるからである。言い換えると、私有財産権は権利の束だと言われるけれども、遺産を遺贈する権原は私有財産権の中に含まれないのに対し、自分の財産を無償で贈与する権原は私有財産権にとって中心的な部分であり私有財産権から切り離すことができないということである。その結果として、財産を相続させることができないのは困るという相続権擁護論者に対して、森村は、平等主義的な相続権否定論者から見ればかなり自己破壊的と思われる返答をする。すなわち、遺産を相続させることができない代わりに、生前に贈与することができるのだから、さして困らないだろう、というのである（森村1995：202、2007b：1166、2009a：144）。これが平等主義的な相続権否定論者から見て自己破壊的と思われるのは、森村は相続税逃れを大っぴらに認めているように思われるからである。

では、競争の出発点の平等という論点を前面に押しだした私は、生前贈与についてどう考えるのか。基本的に森村に賛同する——生前贈与は自由である。この点は、純理論的に考えれば理解されるだろう。つまり、生きている人が自分の財産を贈与したからといって、必ずしも競争の出発点を不平等にするとは限らない。例えば、慈善団体に寄付する場合には、競争の出発点をより不平等にするよりもむしろより平等に見込まれるだろう。また仮に1億円を贈与するとしても千人に10万円ずつ贈与するような場

合にも、それが競争の出発点の平等に大きな影響を与えるとは考えられない。したがって、生前贈与がそれ自体で不正だということにはならない。しかしながら、生前贈与が競争の出発点を大きく不平等にする場合もある。そのような場合にどう対処するか。現在の日本では、贈与税は相続税逃れを阻止するためにあり、そのため贈与税の税率は相続税の税率よりもかなり高い（林：241～242）。相続税の補完税というこの考え方でいくと、相続権否定論では既に相続税率が100パーセントなのだから、贈与税も100パーセントということになる。けれども、それでは、生前贈与を禁止するに等しいだろう。したがって、森村も私も、この考え方をとらない。では、贈与を消費と同類のものとして、贈与を消費税の対象とすべきか<sup>20</sup>。しかし、この案には2つの難点がある。第1に、贈与に対して消費税を課すというのは、消費税の趣旨にそぐわない。というのは、消費税はなにかを消費することに対して課されるのであるが、贈与する人はなにも消費していないからである。実際、一般的な感覚からも、贈与が消費の一種だと言うことにはいささか無理があるだろう。第2に、たとえ贈与に消費税を課したとしても、消費税率が現在のように5パーセントであれば、贈与による出発点の不平等を抑制するにはまったく不十分だろう。

基本的に、贈与するという行為は利他的な行為なので、特に課税するに値するとは思われない。けれども、贈与する人が10万円を贈与したとしても、贈与を受ける人がそのような千人の人から贈与を受けたならば、それは大きな所得になる。そして競争の出発点を大きく損なうだろう。したがって、贈与する人は非課税で自由に贈与できることとして、反対に贈与を受けた個人の側では、贈与による出発点の不平等を抑制・縮小するような対策をとるのが適切である<sup>21</sup>。言い換えれば、贈与することと贈与を受けることとは、まったく意味が違うということである。おそらく、リバタリアンであれば、勤労所得と不労所得とを区別するような道徳的視点はとらないだろうから、贈与によって取得した財産も、勤労所得とともに所得税の対象になる。実際に、これが森村の見解である（森村2009a：133）。

---

<sup>20</sup> このような考えが、シードマン：106で紹介されている。

<sup>21</sup> 正確に言えば、日本の贈与税も、贈与した個人に課されるのではなくて、贈与を受けた個人に課される。その意味では、「贈与税」というよりは「贈与財産取得税」という名称のほうが適切である。

しかし、森村は、所得税が定率の所得税（比例税）であるべきだと考える（森村 2009a : 133）。たしかに、森村の「小さな政府」論によれば、歳入の必要性は現在の日本よりも遙かに小さいだろうから、低率の所得税で十分な税収を上げられる可能性はある。しかしながら、税負担の公平性という観点から言えば、100万円の所得の人も2000万円の所得の人も例えば同じ10パーセントの所得税を課せられるというのでは、負担が公平とは思われない。というのは、100万円の所得の人にとって10パーセント（10万円）の負担は非常に重いのに対して、2000万円の所得の人にとって10パーセント（200万円）の所得税負担はさして重くないからである。簡単に言えば、人間の必要性から言って、低所得者にとって所得がもつ意味と高所得者にとって所得がもつ意味とが違ふということである。したがって、税負担（犠牲）を公平にするためには、累進的な所得税にするべきである。そうすれば、今かりに贈与による以外の所得がないとしたならば、贈与所得が小さい場合には低い税率が、贈与所得が大きい場合には高い税率が適用される。こうして、贈与による出発点の不平等が抑制・縮小されるのである。

## 付論 疑問に答える

疑問1 領土や領海というものが国家にはある。したがって、領土の中で無主のものになった土地や、領海の中で新たに生まれた土地は、国家に帰属するのではないか。

この疑問は、国家の司法権・行政権を所有権と混同している。国家の権力（立法権・司法権・行政権）が及ぶ範囲が領土・領海であると、いちおう言ってよいだろう。けれどもそれは、国家が領土・領海を所有しているということとは違ふ。たしかに、領土の一部を国家が所有することはある。国家が財産を獲得する方法は、個人が財産を獲得する場合と同じく、基本的に2種類、即ち譲渡と原始取得である。譲渡とは、財産の所有者から譲り受けるということであり、例えば国家が提供する特定のサービスに対して人が代価を支払うとか、国家が個人から土地を買収するとか、国民が税金を納めるなどの場合である。原始取得とは、無主の物に労働を加えて、その物の価値を高めることによって、その物に対する所有権を得ることであり、例えば国家事業として未開地を開拓するとか水面を干拓するなどの場合が考えられる。いずれにしても、国家が土地を所有することはありうる。けれども、国有地も、いったん個人に譲渡されたならば、個人の

私有財産になり、その後で個人が死亡したからといって、国家の下に戻るわけではない——所有者が死亡した土地は、たんに無主の土地となる。これは、私が自分の財産をAさんに売って、その後でAさんが亡くなった場合、私がAさんに売った財産が私に戻ってこないのと同じである。

領海については、それを国民共同の財産と考えたくなる誘惑は、より大きいかもしれない。しかしまず、森村流の私有財産論からすれば、海がいかにして個人または国民の財産になりうるのかは、かなり疑わしい——いったい誰が海に労働を加えて、海の価値を高めたのだろうか。たしかに、誰も知らなかった湖を誰かが発見した場合には、その発見に、湖の社会的価値を高めたという機能を認めることができるかもしれない。しかし、海のように最初からその存在を誰もが知っているような場合、発見に、価値を高めるという機能を認めることもできないだろう。仮に百歩譲って、領海が国家の所有する財産であるとしてみよう。その場合、領海に新たに島が生まれたならば、その島も国家が所有する財産になるだろう。これは、親牛が子牛を産んだ場合、親牛の所有者は子牛に対する所有権をもつことになるのと同じである。これは、収益権と呼ばれるもので、私有財産権の一部である。しかし、この場合と故人の遺産の場合との間には関係がない。決定的な違いは、島の場合には、島を生み出した領海を国家が所有していたということである。島が国家の財産になったのは、島が無主だったからではなくて、もともと領海を国家が所有していたからである。しかし、遺産の場合には、個人の私有財産に対して国家は所有権をもっていなかったのである。

疑問2 国家には正当な機能があり、そのためには財源が必要である。そういう正当な目的のために使うのだから、国家が遺産を没収することも許されるのではないか。

たしかに、国家には正当な機能がある。しかし、だからといって、国家が遺産を没収することが正当化されるわけではない。国家によって没収された遺産は、所得税や消費税などの軽減という形で国民に還元される。ということは、国家が遺産を没収することは、遺産を国民が先占取得することに等しい。けれども、森村の私有財産論では、たんなる先占は財産獲得の正当な方法としては認められない。個人の遺産の先占取得を認めた場合の問題点は、森村が指摘していた通りである。であれば、個人に認められない先

占取得が、国家・国民の場合には認められるというのも、筋が通らない。

では、無主の物に労働を加えて、その物の価値を高めることによって、その物に対する所有権を得るといふ、森村流の労働所有論によってならば、遺産の取得が認められるだろうか。そうも行かない。労働所有論には、最初に労働を加えて、価値を高めた人に所有権が認められるという点で、先占の要素が含まれている。したがって、労働所有論によっても、遺産に人々や国家が我先に労働を加えようと殺到して収拾がつかなくなるという問題点がある。

結局、より公正な観点から遺産の扱い方を考えることが必要なのである。

疑問3 人は生まれながらの才能がそもそも違うので、出発点の平等はありえない。

たしかに、競争の出発点を完全に平等にすることはできないだろう。しかし、不平等を緩和することはできる。3つの点について考えてみよう。第1に、生まれながらの才能、生まれながらの身体的特徴には個人差がある。才能に恵まれた人、恵まれない人、頑健な人、虚弱な人など様々である。特に、生まれながらに障害を負っている人は、明らかに、競争上不利な立場に立たされている。このような生物学的な違いは、自然の偶然の産物であって、政治的に介入すべきものではないと思われるかもしれない。たしかに、人間の力では介入できないようなこともある。しかし、障害を負った人の不利な状況を社会的に改善することはできる。例えば、歩行に障害のある人に車椅子を提供するとか、車椅子で移動できるような街作りをするとか、障害者年金を保障することなどである。たしかに、そのような努力をしても、競争の出発点が完全に平等になるわけではない。しかしだからといって、不平等をいくらかでも小さくする努力が無意味なわけではない。

第2に、家族も、競争の出発点を不平等にする。裕福な家庭に恵まれた子供とそうでない子供との間には大きな違いがある。この不平等に直接介入することは、自由主義の立場に立つ限り、難しい。なぜなら、家族とは個人が自由に形作っているものだからである。AさんとBさんが結婚するのも、その間に生まれた子供にどれだけお金をかけるのも、Aさん・Bさんの自由であると思われる。自分の自己所有権と私有財産権を正当に行使しているだけであって、誰にも危害を加えていないように思われるからである。

しかし、親のいない子供や、親が貧しいために十分な養育を受けられない子供にも、十分な養育・教育を受けて自由な人間になる権利は保障する必要がある。そうでなければ、競争の出発点に立つことができないからである。

第3に、遺産は、特に子供が相続する場合には、競争の出発点を著しく不平等にする。財産が世代を通じて蓄積されていく場合には、特にそうである。この不平等は、自然の偶然の産物でもなければ、自由主義にとって不可避免的な難点でもない。むしろ、合理的な根拠のない陋習である。死者の権利を否定しても、個人の自由を尊重するという原理となんら矛盾しない。したがって、このような因習によって作られている不平等は、積極的に廃止すべきなのである。

疑問4 (法定)相続の制度を廃止すれば、それだけで、出発点の平等をもちださなくても、遺産は国家のものになるのではないか。というのは、(法定)相続の制度を廃止すれば、人は、生前に贈与もせず遺言も残さなかった財産は国家によって没収されると覚悟するだろう。それは、遺産を国家に与えるという意思と推定される。とすれば、そのような暗黙の同意が与えられているのだから、遺産を国家が没収することに何の問題もないのではないか。

この疑問は、遺言に効力があることを前提している。しかし森村は、遺言に効力や正当性を認めない。したがって、故人の暗黙の同意も、遺産を国家に与えることができない。

疑問5 スタイナーが資源の再分配を論じるときにも、その単位として国家が機能している。言い換えると、スタイナーでも、国家に一定の所有権を認めているのではないか。

スタイナーの理論では、生の自然資源は地球上のすべての人に均等分配される。それが正義の要請である。この考えは、ロックの私有財産論にある「他人にも十分に同様な質の物を残す」という但し書きを文字通りに解釈したものと言うことができる(Steiner 1994 : 235)。したがって、生の自然資源を取りすぎた人は、超過分を地球基金に支払う義務を負う。反対に、十分に受けとらなかった人は、不足分を地球基金か

ら受けとる権利をもつ（Steiner 1994：268）。このような理論枠組みの中で、国家は国有財産の所有者として登場するだけである（Steiner 1994：270）。国有財産も再分配の対象になるけれども、国家が再分配を考える際の単位になることはない。人口の大きな国と小さな国とでは全然違うからである。生の自然資源の均等な分配を受けるべきなのは、あくまでも個人である。したがって、国有財産の中のどれだけが国民の正当な取り分でありどれだけが返済すべき超過分であるのかは、人口および国民各個人がもっている私有財産の大きさに依存する。同じ国有財産であっても、人口が少ない場合よりも大きい場合のほうが国有財産の中で正当な取り分が大きくなるだろうし、反対に国民各個人が大きな私有財産をもっている場合のほうがわずかしか私有財産をもっていない場合よりも国有財産の中で正当な取り分は小さくなるだろう。いずれにしても、国有財産の中に返済すべき超過分がある場合には、2つの方法が考えられる。1つは、政府がその超過分を地球基金に支払う方法である。もう1つは、各個人が、国有財産を人口で割った価額を自分の財産に組み入れて精算し、超過分を地球基金に支払う方法である。生の自然資源を十分に受けとらなかった個人や国家が地球基金に対して請求できる賠償についても、同じように考えられる。

話を単純にするために、個人の私有財産に関しては生の自然資源の均等分配が実現しているとしよう。にもかかわらず、国有財産に関しては個人を基礎単位とした均等分割が実現していない、言い換えると国有財産の価値が人口に比例していないとしよう。話をさらに単純にするために、国家の人口がみな同じであるとしよう。にもかかわらず、ある国は大きな国有財産をもち、別の国は小さな国有財産しかもっていないような場合である。そのような場合、大きな国有財産をもった国の政府は超過分を地球基金に支払う義務を負う。しかしながら、現実には国民の間にも生の自然資源を取りすぎた個人と十分に受けとらなかった個人とがいるだろうから、超過分の精算は個人を単位として行う方がよいと私には思われる。

疑問6 国籍には様々な便益が伴う。しかも、たまたまどの国の人間として生まれるかによって、その便益が大きく違う。その便益も平等にすべきなのか。

便益には様々なものがある。例えば、気候の違いは簡単には平等化できないだろう。

もし故人の遺産を国民が相続するならば、それは大きな便益になる。そのような便益は、本論で述べたように、再分配・平等化すべきである。それ以外の経済的・社会的便益についてはどうか。家族の場合について述べたように、国家も個人が自由に構成している限り、積極的な高い便益を平等化のために押し下げる必要はないだろう。しかし、便益がほとんどない場合、例えば国家が最低限の生活を保障できないような場合には、国籍による便益水準を押し上げて出発点の不平等を縮小すべきである。

疑問7 相続が行われるのは死後ではなくて、財産権は死の瞬間に被相続人から相続人に移転するのではないか。そうすると、死者の権利などと言わなくてもすむだろう。

たしかに民法では、財産権は死の瞬間に被相続人から相続人に移転するとされている（民法第882条および第896条）。しかしそれは、辻褄を合わせるための虚構にすぎない。法律的には、どのような構成をとることもできるだろう。問題は、それが自然権に根拠をもつか、道徳的に正当かということである。自然権というのは、生きている個人がもつものである。（反対に、死者は権利をもたない。）そういう自然権としての私有財産権には、死後の遺産を支配する権能は含まれないというのが、森村ならびに私の主張である。

疑問8 たしかにマックス・ウェーバーが述べているような市民的起業家の時代であったならば、事業を始める元手として相続財産があるかないかということが競争の出発点の平等に大きく影響するだろうけれども、現代では圧倒的多数の人が起業家ではなくて雇用者である。したがって現代では、相続財産が競争の出発点に影響を与えるということはあまりないのではないか。

たしかに現代では大多数の人が雇用者となり、就職に際して相続財産のあるなしは直接影響しないように思われる。しかしそれ以外にも、相続財産が競争の出発点の平等に影響を与える仕方はいくつも容易に考えることができる。第1に、相続財産を自分に投資することができる。教育投資である。教育投資によって自分の資格や能力を高めた人は、より好ましい有利な就職ができるだろう。例えば2年間の教育を受けるためには2年間の授業料と生活費が必要であり、4年間の教育を受けるためには4年間の授業料と

生活費が必要であり、6年間の教育を受けるためには6年間の授業料と生活費が必要である。それだけの資金があるかないかが、その人の人生の見込みに大きな影響を与えるだろう。この点は18歳の時点で問題になるだけではない。同じことは、20歳代後半で、あるいは30歳代で教育によって自分の価値を高める場合にも言える。

第2に、失業した場合、相続財産があれば、失業保険によって保証されるより以上に、安心してゆつくりと求職活動を行うことができる。そうすれば、よりより就職が得られると期待できるだろう。

第3に、相続財産があれば、万一失業したとしても直ぐに生活に困ることがないので、解雇の可能性に脅えることなく、労働者としての権利を主張できる。かくして、よりよい待遇を得ることができるだろう。

また競争の出発点の平等・不平等が問題になるのは、それが競争の結果に影響するからである。したがって、相続が競争の結果に影響する限り、競争が行われていることが見えないような場合でも、競争の出発点に影響していると言える。例えばCさんは25年間働いて1億円を稼いだとしよう。Dさんは働かないで1億円を相続したとしよう。結果を見れば、CさんもDさんも1億円を手に入れている。しかし、これを自由な競争の結果だと言う人はいないだろう。Cさんが競争の結果到達した地点に、Dさんは出発の時点で既に立っていたのである。第2節で引用したスタイナーのたとえに則して言えば、Dさんは最初から谷底にいたわけであり、CさんとDさんの競争の出発点は大いに違っているのである。

疑問9 競争の出発点とは、いつの時点で考えられているのか。第3節に出てくるAさんとBさんの話の場合、60歳の時点が競争の出発点として考えられているようである。しかし、相続税収の使い道としては、もっぱら不利な状況に置かれた子供の養育・教育の支援が考えられているようである。そこにはズレがあるのではないか。60歳の時点での競争の出発点の平等が問題になるのであれば、どうして相続税収を、60歳の時点での競争の出発点を平等にするために用いないのか。

まずAさんとBさんの話の場合、60歳までの人生は同じように歩んできた（という想定な）ので、遺産相続が行われなかったならば、特に是正すべき出発点の不平等はな

い。AさんとBさんの他に、Eさんは過去数十年の労働と生活の結果、AさんやBさんほどには蓄えがないとしよう。そうすると、60歳の時点で、Aさん・BさんとEさんとは競争の出発点と同じではないと言われるかもしれない。しかし、その違いは過去の競争の結果である。それは必ずしも是正すべき出発点の不平等ではない。

少し考えれば分かるように、今年の競争の結果が来年の競争の出発点になる。競争の結果の不平等は必ずしも問題ではないので、その意味での出発点の不平等も必ずしも問題ではない。しかし遺産相続は常に、相続人とそうでない人の競争の出発点を不平等にする。したがって、遺産相続は行われるべきではない。他方、相続税収は、競争の結果ではないような出発点の不平等、つまり子供の間の不平等の是正に向けられるのが当然であろう。

## 参考文献

- 愛知県（県民生活部統計課）、「平成18年度 あいちの市町村民所得」、[http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000021/21037/18muni\\_report.pdf](http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000021/21037/18muni_report.pdf)
- 浅井清信編、『末川先生還暦記念 民事法の諸問題』、有斐閣、1953年。
- 浅野幸治、「遺産相続権の道徳的正当性」、『豊田工業大学ディスカッションペーパー 第3号』、2009年。
- 石山文彦、「移民政策を規律する理念は存在するか——国益、文化の継承、そしてグローバルな正義」、井上：241～263に所収。
- 井上達夫編、『現代法哲学講義』、信山社、2009年。
- 国税庁、「第133回国税庁統計年報 平成19年度版」、<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/h19/h19.pdf>
- ローレンス・S・シードマン（八巻、半谷、塚本訳）、『累進消費税——活力を生む新税制』、文眞堂、2004年。
- 内閣府（経済社会総合研究所国民経済計算部）、「平成18年度の県民経済計算について」、<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/kenmin/h18/gaiyou1.pdf>
- 中川善之助、「家族形態と相続形態——相続権の根拠」、浅井：127～140に所収。
- 中川善之助・泉久雄、『相続法 〔第4版〕』、有斐閣、2000年。
- 林正寿、『租税論——税制構築と改革のための視点』、有斐閣、2008年。
- 森村進 [1995]、『財産権の理論』、弘文堂。
- [2001]、『自由はどこまで可能か——リバタリアニズム入門』、講談社現代新書。
- [2007a]、「分配的平等主義の批判」、『一橋法学』第6巻第2号、605～632頁。
- [2007b]、「リバタリアンな相続税」、『一橋法学』第6巻第3号、1153～1178頁。
- [2009a]、『リバタリアニズムの多面体』、勁草書房。
- [2009b]、「リバタリアンな相続税の提案」、森村2009a：127～149に所収。
- 八島隆之、「リバタリアニズムと論理整合的な制度についての試案——相続制度否定論とその下で要請される3つの制度」、日本法哲学会『法哲学年報』2005年度（2006年）、125～134頁。
- Paul, Ellen Frankel, Fred D. Miller, Jr., Jeffrey Paul and John Ahrens. ed. *Equal Opportunity*. Oxford: Basil Blackwell, 1987.
- Pogge, Thomas and Darrel Moellendorf. ed. *Global Justice: Seminal Essays*. St. Paul, MN: Paragon House, 2008.
- Rothbard, M. N. *Power and Market: Government and the Economy*. Kansas City: Sheed Andrews and McMeel, 1977.

- Steiner, Hillel. [1987]. "Capitalism, Justice and Equal Starts. " In Paul et al.: 49-71.
- . [1992]. "Three Just Taxes." In Van Parijs: 81-92.
- . [1994]. *An Essay on Rights*. Oxford: Blackwell.
- . [1999]. "Just Taxation and International Redistribution." *Nomos* 49: 171-91. Reprinted in Pogge and Moellendorf: 637-56.
- Trout, J. D. and Shahid A. Buttar. "Resurrecting "Death Taxes": Inheritance, Redistribution, and the Science of Happiness." *Journal of Law and Politics* 16 (2000): 765-841.
- Van Parijs, Philippe. ed. *Arguing for Basic Income: Ethical Foundations for a Radical Reform*. London: Verso, 1992.
- World Bank. "Gross National Income per Capita 2008, Atlas Method and PPP." <http://siteresources.worldbank.org/DATASTATISTICS/Resources/GNIPC.pdf>

---

---

豊田工業大学ディスカッションペーパー 第5号

発行日 2010年4月2日

編集・発行 豊田工業大学人文科学研究室

連絡先 〒468-8511 名古屋市天白区久方2丁目12-1

豊田工業大学 浅野幸治

Tel. 052-809-1754

E-mail: [asano@toyota-ti.ac.jp](mailto:asano@toyota-ti.ac.jp)

---

---